

令和元年9月20日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会  
委員長 清原 哲史

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第42号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

条例改正の趣旨については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入するため関係条例を整備するもの。

#### 【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 会計年度任用職員の年次有給休暇については、労働基準法上、時効は2年であるため、継続任用の場合、2年後の付与された日の前月末まで繰越が可能。
- 2 会計年度任用職員については、フルタイムとパートタイムの2種類があり、パートタイム会計年度任用職員は、兼業禁止の規定はないが、フルタイム会計年度任用職員については、兼業禁止の規定がある。10月ごろ、現在臨時職員名簿に登録されている方に説明会を開催する。
- 3 本条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第43号議案 古賀市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

条例改正の趣旨については、成年後見制度の利用促進に関する法律の趣旨にのっとり改正をするもの。

#### **【審査内容】**

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利にかかる制限を見直すもの。
- 2 古賀市の現行条例において、欠格条項として挙げていたものを見直すもの。
- 3 本条例は、公布の日から施行する。

#### **【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。